

舞鶴市複合機更新業務 事業者選定実施要項

令和6年11月

舞 鶴 市

1 趣旨

この実施要項は、舞鶴市複合機更新業務を行う事業者を選定するための手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 業 務 名 舞鶴市複合機更新業務
- (2) 業 務 内 容 モノクロ複合機及びカラー複合機の更新。
- (3) 納入設置場所 舞鶴市役所本庁舎、西支所、東消防署及び西消防署
- (4) 納 入 時 期 令和7年1月（詳細は事業者決定後協議するものとする。）

3 参加資格

本見積り合わせに参加できるものは以下のとおりとする。

- (1) 令和6年度舞鶴市物品及び役務の供給等競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 舞鶴市入札参加停止に関する要綱（平成30年告示第34号）に基づく入札参加停止の期間中でない者であること。
- (6) 各都道府県及び市町村より入札参加停止（指名停止も同じ）の期間中でない者であること。
- (7) 舞鶴市契約に関する暴力団等排除措置要綱（平成24年告示第171号）の規定による入札参加等除外措置の期間中でない者であること。
- (8) 本市及び本店所在地において市町村民税（特別区にあつては都民税）の滞納がないこと。

4 仕様書

(1) 仕様書

仕様書については、本見積り合わせに参加意向を示した事業者にのみ送付します。

ア 参加意向の連絡方法

下記のメール内容を記載し、「12 提出・連絡先」のメールアドレス宛に送信してください。メール受信後、仕様書を送付いたしますので、翌開庁日 16 時を過ぎてもメールが届かない場合は連絡をお願いします。

<メール内容>

- ・表題：舞鶴市複合機更新業務見積り合わせ参加希望
- ・本文：会社名、支社名、部署、担当者、連絡先

イ 参加辞退

参加意向を示した事業者が提案書等の提出期限までに提案書等の提出がない場合は辞退されたものとして取り扱います。

なお、辞退された場合においても、今後の入札、調達等において不利益な取り扱いを受けるものではありません。

ウ その他

仕様書の確認が遅くなった場合でも、提案書等の提出期限は変更ありませんのでご注意ください。なお、仕様書の取り扱いについては、参加の有無に関わらず、本見積り合わせにのみ使用することとし、舞鶴市に無断での利用、公開、転用等は禁止とします。

5 質問書の提出と回答

(1) 質問書の提出と回答

- ア 仕様書の内容等に関する質問書は全て電子メールにより提出するものとする。
- イ 質問書の様式は、様式1に準じて作成すること。
- ウ 電子メールの件名に「舞鶴市複合機更新業務に関する質問」と記載し送信すること。
- エ 質問書の提出期限は、令和6年11月12日（火）正午までとする。
- オ 質問に対する回答は、令和6年11月13日（水）に舞鶴市ホームページに掲載する。

6 提案書等の提出

(1) 提出物（詳細は別紙1のとおり）

- ア 経費見積書（様式2） 1部
- イ 見積書（様式任意） 1部
- ウ 保守対応説明書（様式任意） 1部
- エ 製品カタログ等 1部
- オ その他（様式任意）

業務に関連して特記すべき事項があれば記載すること。

- (2) 提出期限 令和6年11月27日（水）午後5時まで
- (3) 提出先 舞鶴市役所 デジタル推進課（別館6階）
- (4) 提出方法 持参または郵送（封緘の上提出すること）
（ただし、提出期限までに本市に到着していること）
封筒には「舞鶴市複合機更新業務にかかる見積書」と記載すること

7 事業者の決定

仕様を満たし、5年間の見積り総額が安価である事業者に決定する。

決定した事業者に対して通知するとともに、令和6年12月4日（予定）に舞鶴市ホームページにおいて公開する。

8 契約等

- (1) 本市と決定事業者との賃貸借契約（レンタル方式）または本市とリース会社との賃貸借契約（リース方式）により納品されるものとする。
- (2) 設置・設定・動作確認等の契約は、決定事業者と協議のうえ取り交わす。

9 事業者選定に係る日程

- | | |
|-----------------|------------------|
| (1) 質問書提出期限 | 令和6年11月12日(火) 正午 |
| (2) 質問の回答 | 令和6年11月13日(水) |
| (3) 提案書・見積書提出期限 | 令和6年11月27日(水) |
| (4) 事業者決定(予定) | 令和6年12月4日(水) |

10 提案書の取扱い

- (1) 提案書は、提案者に無断で使用しないものとする。ただし、提案された内容については、今後の参考にすることがある。
- (2) 提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- (3) 提出された提案書及び関連書類等は返却しない。

11 その他留意事項

- (1) 提案書、見積書提出日以降の資料等の修正、差替え及び再提出は認めない。
- (2) 提案、見積に必要な費用は、すべて提案者の負担とする。
- (3) 本実施要項に定めのない事項は、別途協議の上、定めるものとする。

12 提出・連絡先

住 所	〒625-8555 舞鶴市北吸 1044 番地
担 当 部 署	舞鶴市政策推進部デジタル推進課
担 当 者	峰崎
電 話 番 号	0773-66-1092 (直通)
F A X 番 号	0773-66-1097
メールアドレス	digital@city.maizuru.lg.jp